

# 氏名等变更届

## 7 氏名等の変更

### (1) 氏名等の変更の取扱い

法第20条第3項に規定のある、氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、または登録の年月日及び登録番号の変更があった時は、遅滞なく届出なければならない。

### (2) 氏名等の変更の届出

#### ① 提出書類

氏名等変更届書（様式第3）

#### ② 提出先

奈良県 くらし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課

#### ③ 提出部数

正1部、副2部の計3部とし、申請区域が2以上の市町村にまたがるときは、それに応じて副の部数を増やすこと。

#### ④ 登録事項の変更も同時に行うこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 氏名等変更届出書

平成 年 月 日

奈良県知事殿

住所

氏名又は名称及び  
法人にあっては、  
その代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1 変更の内容

従前の内容	変更後の内容

### 2 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は、記載しないこと。
  - 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。